

平成20年 5月22日

午前10時00分開会

於 議 場

1. 出席議員は次のとおりである(16名)

1番	堀 岡 敏 喜	2番	炭 竈 ふく代
3番	山 口 敏 子	4番	小坂井 実
5番	佐 藤 高 清	6番	佐 藤 博
7番	武 田 正 樹	8番	立 松 新 治
9番	山 本 芳 照	10番	渡 邊 昶
11番	伊 藤 正 信	12番	三 浦 義 美
14番	中 山 金 一	15番	安 井 光 子
16番	三 宮 十 五 郎	17番	黒 宮 喜 四 美

2. 欠席議員は次のとおりである(1名)

18番 大 原 功

3. 会議録署名議員

14番 中 山 金 一                      15番 安 井 光 子

4. 欠員(1名)13番

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名(11名)

市 長	服 部 彰 文	副 市 長	加 藤 恒 夫
教 育 長	大 木 博 雄	総 務 部 長	下 里 博 昭
民 生 部 長 兼福祉事務所長	平 野 雄 二	開 発 部 長	早 川 誠
十四山支所長	横 井 昌 明	総 務 部 次 長 兼 税 務 課 長	若 山 孝 司
教 育 部 次 長	高 橋 忠	総 務 課 長	佐 藤 勝 義
人 事 秘 書 課 長	村 瀬 美 樹		

6. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長	佐 藤 忠	書 記	柴 田 寿 文
書 記	岩 田 繁 樹		

7. 議事日程

日程第1	会議録署名議員の指名
日程第2	会期の決定
日程第3	諸般の報告
日程第4	海部地区水防事務組合議会議員の選挙について

日程第 5 議案第30号 弥富市特別職報酬等審議会条例及び弥富市総合計画審議会条例の一部改正について

日程第 6 議案第31号 弥富市税条例の一部改正について

~~~~~

午前10時06分 開会

議長（黒宮喜四美君） それでは、ただいまより平成20年第2回弥富市議会臨時会を開会します。

これより会議に入ります。

~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（黒宮喜四美君） 日程第1、会議録署名議員の指名をします。

会議規則第81条の規定により、中山金一議員と安井光子議員を指名します。

~~~~~

日程第2 会期の決定

議長（黒宮喜四美君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

第2回弥富市議会臨時会の会期を本日1日としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（黒宮喜四美君） 御異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決定しました。

~~~~~

日程第3 諸般の報告

議長（黒宮喜四美君） 日程第3、諸般の報告を行います。

去る5月12日、浅井葉子君から一身上の理由により議員の辞職をしたい旨の願い出がありましたので、地方自治法第126条の規定により5月13日にこれを許可しましたから報告をします。

また、地方自治法の規定により、監査委員から例月出納検査及び定期監査の結果報告書が提出され、その写しを各位のお手元に配付してありますので、よろしくお願ひします。

~~~~~

日程第4 海部地区水防事務組合議会議員の選挙について

議長（黒宮喜四美君） 日程第4、海部地区水防事務組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（黒宮喜四美君） 御異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法は、本席より指名したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（黒宮喜四美君） 御異議なしと認めます。

よって、本席より指名します。

海部地区水防事務組合議会議員に佐藤清人さんを指名します。

お諮りします。

ただいま指名した佐藤清人さんを当選人とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（黒宮喜四美君） 御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました佐藤清人さんが海部地区水防事務組合議会議員に当選されました。

ただいま当選された佐藤清人さんには文書をもって通知をいたします。

~~~~~

日程第5 議案第30号 弥富市特別職報酬等審議会条例及び弥富市総合計画審議会条例の一部改正について

日程第6 議案第31号 弥富市税条例の一部改正について

議長（黒宮喜四美君） 日程第5、議案第30号から日程第6、議案第31号まで、以上2件を一括議題とします。

服部市長に提案理由の説明を求めます。

市長（服部彰文君） 皆様、おはようございます。

平成20年第2回弥富市議会臨時会の開会に当たりまして一言ごあいさつを申し上げます。

議員各位におかれましては公私とも極めて御多忙の中、御出席を賜りまして厚く御礼を申し上げます。

本臨時会におきまして提案申し上げ御審議いただきます議案は条例議案2点でございます。その概要につきまして御説明申し上げます。

議案第30号弥富市特別職報酬等審議会条例及び弥富市総合計画審議会条例の一部改正につきましては、行政組織の変更に伴い、条文整備のため条例の一部を改正するものでございます。

続きまして、議案第31号弥富市税条例の一部改正につきましては、地方税法等の一部改正に伴うものでありまして、主な改正内容は、個人住民税における寄附金税制を拡充するもの

でございます。

以上、提案いたします議案の概要でございますが、議案の詳細につきましては関係課長から説明いたしますので、よろしく御審議賜りますよう、お願い申し上げます。以上でございます。

総務課長（佐藤勝義君） 議案第30号弥富市特別職報酬等審議会条例及び弥富市総合計画審議会条例の一部改正について説明申し上げます。

この条例は、行政組織の変更に伴う字句の整理を2本まとめて行うものでございます。

まず初めに第1条、これは特別職報酬等審議会の庶務を処理する課を「総務課」から「人事秘書課」に改めるものでございます。

続きまして第2条、これは総合計画審議会の庶務を処理する課を「企画情報課」から「企画政策課」に改めるものでございます。

最後に附則、これは施行期日について定める規定ですが、公布の日から施行するものでございます。以上でございます。

総務部次長兼税務課長（若山孝司君） それでは、弥富市税条例の一部を改正する条例について御説明を申し上げます。

30ページへ進んでいただきまして、改正要点をごらんをお願いします。

第21条につきましては、納期限後に納入し又は納入する税金又は納入金に係る延滞金の規定でございますが、年金所得に係る特別徴収税額の納入の義務及び年金所得に係る仮特別徴収税額の規定の整備による条文の整備でございます。

以下、見出しの朗読については省略をさせていただきます。

第25条につきましては、公益法人制度改革による条文の整備でございます。

第30条（均等割の税率）でございますが、公益法人制度改革による法人住民税均等割の規定の追加でございます。公益社団法人及び公益財団法人、並びに一般財団法人及び一般社団法人について最低税率を適用するという一方で、均等割の最低税額、年額5万円等の規定でございます。

番から始まっておりますが省略させていただいて、第2項の表の第1号ア、これは公益法人で非課税でないもの及び収益事業を行うもののことでございますが、このことに関しましては施行が公布の日で、適用が平成20年度分以後の年度分の法人の市民税の均等割。第2項の表の第1号ア以外ということで、先ほど申し上げました以外のものにつきましては公布の日から施行し、適用は平成20年4月1日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税から適用でございます。

続きまして、1枚おめくりをお願いします。

第32条につきましては、寄附金の税額控除の見直しによる条文の整備でございます。

続きまして、第33条の7（寄附金税額控除）の規定でございますが、第1項としまして、控除対象寄附金の拡大による規定の追加でございます。

第2項につきましては、地方公共団体に対する寄附金税制の見直し、いわゆるふるさと納税の規定の追加でございます。

施行は平成21年4月1日から、適用につきましては平成20年1月1日以後に支出する都道府県または市区町村に対する寄附金または金銭を適用いたします。

続きまして第33条の8、第33条の9につきましては、寄附金税額控除の見直しによる条文の整備でございます。

第35条の2につきましては、寄附金税額控除の見直しによる条文整備でございます。

続きまして、第37条につきましては公的年金からの特別徴収制度の導入による条文の整備でございます。

第40条、第42条、第43条、第44条、第44条の2、第45条につきましては、公的年金からの特別徴収制度の導入による条文の整備でございます。

続いて、第45条の2（公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の特別徴収）の規定でございますが、特別徴収の対象者は、個人市民税の納税義務者（当該年度の初日の属する年の1月1日以後、引き続き市の区域に住所を有する者）のうち、前年中に公的年金等の支払いを受けた者であって、当該年度の初日において国民年金法に基づく老齢基礎年金（以下「老齢等年金給付」という）の支払いを受けている65歳以上の者（以下「年金所得者」という）とする。ただし、老齢等年金給付の年額が18万円未満である場合、当該年度の特別徴収税額が老齢等年金給付の年額を超える場合は特別徴収の対象としない。

続きまして2番でございますが、特別徴収の対象税額は、公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割とする等の規定でございます。施行につきましては平成21年4月1日、適用につきましては平成21年度以降の年度分の個人の市民税でございます。

続きまして4ページ、第45条の3（特別徴収義務者）の規定でございますが、特別徴収義務者は老齢等年金給付の支払いをする者とする。施行につきましては平成21年4月1日、適用は平成21年度以降の年度分の個人の市民税でございます。

45条の4でございますが、年金所得に係る特別徴収税額の納入の義務の規定でございます。年金保険者は老齢等年金給付の支払いをする際に、徴収した税額をその月の翌月の10日までに市に納入する。施行につきましては平成21年4月1日、適用につきましては平成21年度以降の年度分の個人の市民税でございます。

第45条の5（年金所得に係る仮特別徴収税額等）の規定でございますが、特別徴収の対象者である年金所得者については、中段以降の括弧書きへ行きます、上半期の年金支給月（4月・6月・8月）ごとに前年度分の下半期の特別徴収額の3分の1を仮徴収、下半期の年金

支給月（10月・12月・2月）ごとに年税額から当該年度の上半期の特別徴収額を控除した額の3分の1ずつを本徴収するという規定でございます。施行につきましては平成21年4月1日、適用につきましては平成21年度以後の年度分の個人の市民税でございます。

第45条の6につきましては、年金所得に係る特別徴収税額等の普通徴収税額への繰入れの規定でございまして、公的年金等に係る個人市民税額の特別徴収の方法に徴収されなかった場合に、普通徴収の方法によって徴収する。施行につきましては平成21年4月1日、適用につきましては平成21年度以後の年度分の個人の市民税でございます。

第46条、第48条、第49条につきましては、公益法人制度改革による条文の整備でございます。

続きまして次ページの第52条でございますが、独立行政法人緑資源機構等の見直しによる条文の整備でございます。

第54条、 としまして公益社団法人または公益財団法人が設置する施設について、旧民法第34条法人が設置するものと同様に非課税とする。

番としまして、一般社団法人または一般財団法人に移行した法人が設置する施設で、移行の日の前日において非課税とされていたものについては、平成25年度まで非課税措置を継続する。施行につきましては平成20年12月1日、適用につきましては平成21年度以降の年度分の固定資産税でございます。

第103条でございますが、独立行政法人緑資源機構等の見直しによる条文の整備でございます。

続きまして、附則の第4条の2（公益法人等に係る市民税の課税の特例）の規定でございますが、公益社団法人及び公益財団法人等について収益事業課税とする規定でございます。施行は平成21年4月1日、適用は租税特別措置法第40条第2項または第3項の規定による同条第1項後段の承認の取り消しが平成20年12月1日以降にされる場合でございます。

附則の第5条第3項、附則の第6条第3項、附則の第7条第2項につきましては、寄附金の税額控除の見直しによる条文の整備でございます。

6ページをごらんをお願いいたします。

附則第7条の3第2項につきましては、寄附金税額控除の見直しによる条文の整備でございます。

第3項につきましては、住宅借入金等特別控除額については申告期限は原則3月15日までであるが、申告期間経過後も市長がやむを得ない理由があると認める場合には適用することができる。施行につきましては公布の日から、適用につきましては平成20年度以降の年度分の個人の市民税でございます。

続きまして、附則第7条の4（寄附金税額控除における特例控除額の特例）の規定でござ

いますが、分離課税所得に対する寄附金税額控除の適用の規定でございます。施行につきましては公布の日から、適用につきましては平成20年1月1日以降に支出する都道府県または市区町村に対する寄附金または金銭に対して適用をいたします。

附則第8条につきましては、肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例の規定でございます。第1項につきましては、肉用牛の売却による農業所得の個人市民税の課税の特例について適用期限を3年間延長するという事で、21年度までであったものを22年度に適用を延長いたします。施行は平成22年1月1日、適用につきましては平成22年度以降の年度分の個人の市民税でございます。

第2項につきましては、免税対象牛の売却頭数が年間2,000頭を超える場合には、その超える部分の所得については免税対象から除外する規定でございます。施行は平成21年4月1日から、適用につきましては平成22年度以降の年度分の個人の市民税でございます。

第3項につきましては、寄附金税額控除の見直しによる条文の整備でございます。

続きまして、附則第10条の2（新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告）の規定でございますが、第1項から第6項までは新築住宅に対する地方税法の附則の改正による条文整備でございます。

第7項につきましては、熱損失防止改修住宅（省エネ改修）を行った住宅に係る固定資産税を減額する措置の規定でございます。平成20年1月1日に存していた住宅で、平成20年4月1日から平成22年3月31日までの間に省エネ改修工事を行ったもの（賃貸住宅を除く）について、改修工事が完了した年の翌年度分に限り、当該住宅に係る固定資産税の税額（1戸当たり120平方メートル相当分までに限る）の3分の1を減額する等の規定でございます。施行につきましては公布の日から、適用につきましては平成20年度以後の年度分の固定資産税からでございます。

続きまして、附則第10条の3につきましては、法附則の改正に伴う条文整備でございます。

附則第16条の3（上場株式等に係る配当所得に係る市民税の課税の特例）の規定でございますが、上場株式等の配当等に係る源泉徴収税額については、平成20年12月31日をもって10%軽減税率を廃止し、平成21年1月1日以降は20%（所得税15%、住民税5%）の税率とする規定でございます。

番の方へ飛んでいただきまして、平成21年1月1日から平成22年12月31日までの間、その年分に申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得の金額のうち100万円以下の部分については10%の軽減税率を適用する等の規定でございます。

施行につきましては平成22年1月1日から、適用につきましては平成20年度以降の年度分の個人の市民税でございます。

続きまして、附則第16条の4第3項、附則第17条第3項、附則第18条第5項、附則第19条

第1項、附則第19条の2につきましては、市民税に関する規定改正による条文の整備でございます。

附則第19条第1項につきましては、上場株式等の譲渡所得に係る税率については、平成20年12月31日をもって10%軽減税率を廃止し、平成21年1月1日以降は20%とする規定でございます。平成21年1月1日から平成22年12月31日までの2年間、その年分の上場株式等に係る譲渡所得の金額のうち500万円以下の部分については10%の軽減税率とする規定でございます。施行につきましては平成22年4月1日、適用につきましては平成20年度以後の年度分の個人の市民税でございます。

附則の第19条の3は削除でございます。

附則第19条の5でございますが、源泉徴収選択口座内配当等に係る市民税の所得計算の特例の規定でございますが、番を飛んでいただいて番の方をごらんいただきたいと思います。

により源泉徴収選択口座に受け入れた上場株式等の配当等に対する配当割の額を計算する場合において、当該源泉徴収選択口座内における上場株式等に係る譲渡損失の金額があるときは、当該源泉徴収選択口座内配当等の額から当該上場株式等に係る譲渡損失の金額を控除した金額に対して税率を乗じて徴収すべき配当割の額を計算する等の規定でございます。施行は平成22年1月1日で、適用につきましては平成22年1月1日以後に市民税の所得割の納税義務者が交付を受ける源泉徴収選択口座内配当等についてでございます。

附則第19条の6でございますが、上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除の規定でございますが、平成22年度以後の各年度分の個人の市民税について、年度分の上場株式等に係る譲渡損失の金額があるとき、または前年以前3年以内の各年に生じた上場株式等の譲渡損失の金額（前年以前に既に控除したものを除く）があるときは、これらの損失の金額を上場株式等の配当所得の金額（申告分離課税を選択したものに限る）から控除するという規定でございますが、平成22年1月1日から施行し、適用については平成22年度以降の年度分の個人の市民税でございます。

附則第20条（特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等及び譲渡所得等の課税の特例）の規定でございますが、特定中小会社が発行した株式に係る譲渡所得等の課税の特例を廃止する規定でございます。施行につきましては公布の日、平成20年度以後の年度分の個人の市民税について適用をいたします。

附則第20条の2（先物取引に係る雑所得等に係る個人の市民税の課税の特例）でございますが、市民税に関する規定改正による条文の整備でございます。

附則第20条の4につきましては、市民税に関する規定改正による条文整備でございます。

附則第21条（旧民法第34条の法人から移行した法人等に係る固定資産税の特例の適用を受

けようとする者がすべき申告)の規定でございますが、公益社団法人または公益財団法人が設置する施設について、旧民法第34条法人が設置するものと同様に非課税とする。

といたしまして、一般社団法人または一般財団法人に移行した法人が設置する施設で、移行の日の前日において非課税とされていたものについては、平成25年度分まで非課税措置を継続する。施行につきましては公布の日、適用は平成20年度以降の年度分の固定資産税でございます。以上でございます。

議長(黒宮喜四美君) これより質疑に入ります。

安井光子議員、お願いします。

15番(安井光子君) 安井でございます。

議案第31号弥富市税条例の一部改正について質疑を行わせていただきます。

まず、2点の大きな問題について質問をさせていただきます。

まず一つ目でございます。第37条から第45条の2などでございますが、個人市民税の公的年金からの特別徴収についてお尋ねをいたします。

まず一つ目、老齢等年金給付の年額が18万円未満である場合、当該年度の特別徴収税額が老齢等年金給付の年額を超える場合は特別徴収の対象としないとうたわれております。個人市民税といいますのは、公的年金収入だけの人は65歳以上では120万円までは所得はゼロ、住民税の所得割、均等割とも非課税の方はこの地域では28万円、合わせて148万円までは非課税だと思いますが、18万円未満の人はもちろん住民税はかからないのですが、どうして年額18万円未満云々となっているのか、まず説明をいただきたいと思います。

議長(黒宮喜四美君) 税務課長。

総務部次長兼税務課長(若山孝司君) お答えします。

議員の御指摘のとおり、年金所得者については年金所得に対する必要経費、控除が120万でございます。そういうことで、住民税に対する所得割の課税については課税するものがないという状況にはなりません、御指摘のとおり。また、均等割につきましても同様に28万という額がありまして、課税をしなくてよいことにはなりません。

ただ、議員御指摘の、特別徴収をする場合に18万円になっているが、課税しないのになぜ18万円の年金額以上で特別徴収の要否が決まるのかという御質問でございますが、この件につきましては明確にちょっとお答えができなくて、額については上から示されてきておるものでして、介護保険料や平成20年度から導入される後期高齢保険料についても同様に18万円以上を年金から特別徴収するというような仕組みになっておりまして、最低限必要な額として定められているものではないかと、このように判断しております。以上です。

議長(黒宮喜四美君) 安井議員。

15番(安井光子君) 何かわかるようなわからぬようなお答えでございましたが、国の方

がそういうふうに定めているからこうであるというのはちょっと納得がいけないんですが、確かに介護保険でも今度の後期高齢者でも18万円を境にして決めております。そのように理解しておきたいと思います。ぜひまた国の方とか問い合わせしていただきまして、はっきり根拠がわかりましたら、また後ほどお調べいただいて御回答をお願いしたいと思います。

それから第45条の2、公的年金等に係る住民税の件でございますが、介護保険とか今度導入されました後期高齢者医療保険料につきましては、75歳以上の人は年金から天引きされることになりました。それで、今回も年額18万円以上の方は公的年金から容赦なく同じ時期に天引きされるということは、皆さんいかがなものでしょうか。例えば介護保険料と後期高齢者の医療保険料、4月からは天引きについては条件がついております。この二つの合計額が年金の2分の1を超える人の場合につきましては、介護保険料だけが年金から天引きをされ、後期高齢者医療保険料については普通徴収となるという条件がついております。しかしながら、住民税、市民税については満額、容赦なく年金から天引きされることになるのかどうか。例えば介護保険、後期高齢者、75歳以上の方はこれが同時に天引きされますよね。65歳以上の方は、介護保険料、それから国民健康保険税とあわせて今回は住民税が天引きされるわけですね。同時にこれだけの金額が天引きされると大変だと思うんです。年金が少ない方は、もう暮らしがやっていけない。現在でも、この二つの天引きによってもう暮らしがやっていけない。年金がこんなに少なくなってというお話が、もうちまたにあふれております。今回、年金からまた住民税が天引きされるということは本当に大変なことではないかと思いますが、これについては条件とか何か優先順位とかはついていないのでしょうか、これについてお答えをお願いします。

議長（黒宮喜四美君） 税務課長。

総務部次長兼税務課長（若山孝司君） 現時点では、住民税の額が老齢年金給付の年額を超える場合は特別徴収しないという条例も改正内容になっておりますし、そこまでの理解でおります。議員がおっしゃるように、公的年金から介護保険は既に取りられておりますし、20年度からは後期高齢の保険料も取られるというようなことで年金からの特別徴収が集中するわけですが、それについて順位はどうかとか、ほかのものがあって引けない場合はどうかというような詳細については現在ではまだ知らされておりません。今後わかってくるものと思われるので、そういうことでよろしく申し上げます。

議長（黒宮喜四美君） 安井議員。

15番（安井光子君） きょう御説明いただいた総務省の説明書がございましたね。それを見ていただくとわかりますが、公的年金受給者の納税の便宜とか市町村における徴収の効率化の観点からこういうふうに徴収すると言っております。これは総務省、上の方の机上の論で、実際に年金が安くて現在でも大変なパニックが起きております。もう暮らしがやって

いけないから早く死んだ方がいいとか、非常に悲しい、つらい住民の皆さんの思いに、さらに公的年金から住民税まで容赦なく天引きされる、こういうやり方はとても許すことができないのではないのでしょうか。これについての詳細、今税務課長からお話でしたが、ぜひ県、国の方へ意見を上げていただきまして、このような非情な血も涙もないやり方はぜひ改めていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。市長、お答えをいただきたいと思ひます。

議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 安井議員にお答え申し上げます。

今、特にこの4月から始まりました後期高齢者の医療制度に対して国民のさまざまな意見が立ち上がっていることは私自身も承知をしておるところでございます。そういった中で、この制度についての見直しも一度していかなきゃいかんというのが今の政府の考え方ではないでしょうか。徴収制度そのものの見直しも私は今後の課題ではないかというふうに思っております。特に低所得者におけるさまざまな特別徴収というものが見直されることを私も望んでおるところでございます。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 安井議員。

15番（安井光子君） 住民の方はこういうふうに言っておられるんです。安い年金で幾らということは前に連絡が来て、年金の通知を見て初めて、こんなに生活していくお金が安くなってしまった。本当にもうやっていけないんですよという声がたくさん出されております。だから、ぜひ市長も課長も含めて、国の方、県の方にこの制度の見直し、徴収方法を改めるよう進言をしていただきたいと思ひます。ぜひこれを要望しておきます。

次の問題に移らせていただきます。二つ目の問題は、附則第16条の3、4、附則第19条の1項、第20条でございますが、上場株式等の譲渡・配当に係る軽減税率についてお尋ねをいたします。

まず一つ目、これは平成20年度末をもって廃止するということが大変結構なことではないかと私は考えます。しかし、円滑に新制度へ移行するための特別措置として、平成21年、22年の2年間は500万円以下の譲渡益及び100万円以下の配当について10%、所得税では7%、住民税では3%の軽減税率とすとなっておりますし、2009年より上場株式等の譲渡損失と配当との間の損益通算の仕組みを導入するとなっております項でございますが、例えば株式の譲渡損失が1,000万円発生した場合に、2,000万円の配当金を受け取っている人は、損益通算後、配当益1,000万円のみプラス・マイナスで課税されることとなります。当然多額な配当を受け取る大資本家が最も恩恵を受けることとなります。これも第一に問題だと私は考えます。

この廃止される軽減税率10%でございますが、不良債権の早期処理策によって株価が低迷したために、当時の小泉内閣がとった苦肉の株価対策であったのだと考えます。しかし、場

当たりの税制による市場介入というのは、逆に市場をゆがめてきたのではないのでしょうか。例えばライブドア事件で多くの小口の投資家が損失を抱えたことなどは、その典型的な例ではないのでしょうか。また、1億円の株式の配当益を受けた人が10%しか所得税、住民税を納めなくてもよいという制度は、世界に例を見ない大金持ち優遇との批判にさらされてまいりました。2005年末の政府税調答申、与党税制改正大綱ですら廃止の方向性を既に決めておりました。このような所得課税をゆがめる金持ち優遇措置は、2年間の延長などという条件をつけずに、きっぱりと廃止すべきではないかと考えますが、この点についてはいかがでしょうか。

議長（黒宮喜四美君） 税務課長。

総務部次長兼税務課長（若山孝司君） お答えします。

地方税法の改正により国会で審議され、国会で議決を得た上で私どもの方へ、そのような軽減税率廃止ということで示されているものでございますので、御理解を賜りたいと思えます。

議長（黒宮喜四美君） 安井議員。

15番（安井光子君） 次の問題に移ります。

この上場株式等の譲渡益、配当に係る税の変更によりまして、市への影響はどのようになっておりますでしょうか。3%の市民税が5%に変わるわけでございますが、これについての影響はどのようになっておりますでしょうか、お答えいただきたいと思えます。

議長（黒宮喜四美君） 税務課長。

総務部次長兼税務課長（若山孝司君） お答えします。

配当に関する部分につきましては把握をしませんでしたので、必要であれば後ほどということ御容赦をお願いします。

上場株式の譲渡益の軽減税率の廃止に伴う影響でございますが、税額として約220万ほどというふうに試算をいたしております。関係者は110名ほどでございます。以上です。

議長（黒宮喜四美君） 他に質疑の方はございませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（黒宮喜四美君） 三宮議員。

16番（三宮十五郎君） 関連質問で、ちょっと確認をさせていただきたいのですが、税条例の方の7ページの、先ほど安井議員が質問されました45条の2のところのずうっと下の方に、またちょっと大きい字で2というところがありますが、ここを見ますと、給与所得だとか、そういう源泉徴収されないほかの所得がある者については年金から天引きをあわせてするというふうになっておりますよね。しかも、先ほどの安井議員の質問の中にもありましたが、要するに年金の額が全部なくなるまではいかんけれども、その前だったら徴収するとい

うことですが、とにかく今の年額18万の人を半分までは取るということも大問題になっているんですが、これでいきますと、それを越えた人たちについては、とにかくその人に対して住民税の課税がある場合には年金が全部なくなるまで取っていいという法律だと思いますが、そのとおりの理解でよろしいでしょうか。

議長（黒宮喜四美君） 税務課長。

総務部次長兼税務課長（若山孝司君） お答えします。

住民税に関しては、従来から前年の所得に対して徴収させていただいておったものでございまして、今回の改正によって新たに取るわけではなくて、取る方法を年金からということに変更になったものでございますので、そういうことで御説明にかえさせていただきたいと思えます。

議長（黒宮喜四美君） 三宮議員。

16番（三宮十五郎君） 取る方法が年金に変わっただけだという今の御説明なんですよ。ところが、国税徴収法の76条では給料については差し押さえをできない基準を決めておりまして、現在は単身で月額12万円、それから扶養親族が1人おる場合には1人4万5,000円を加えて、その1.2倍までの額を合わせて差し押さえの禁止と。確かに事業などをしておったりしてその他の所得がある人たちもおりますが、本当にこの今日の状況、とりわけこれはお年寄りですから、本当にぎりぎりの暮らしをして、なおかつ幾らか事業所得を出しているような人たちの経営だとか生活というのは極めて大変な状態だと思うんですよ。にもかかわらず、その年金は、とにかく年金の全額になるまでは取ってもいいということだと、給料の場合は差し押さえもできないという基準がきちんとありますのでいいんですが、年金の場合は、ある意味じゃあ給料よりももっと本当に命の糧ですよ。たしか年収200万円以下の収入の高齢者の場合は、7割が年金だけの収入というような状況ですね。多少事業をやっていて一定の所得があったにしても、本当に今日、住民税を払うことができないような状況というのは珍しくないわけでありまして、これを年金いっぱいまでの範囲だったら取ってもいいというような法律であることは、単なる制度が変わったということではなくて、やはり給与よりももっと大切にされて、本人の暮らしの土台にしなきゃいかんものだと思いますが、単に制度が変わっただけだというような説明で済ませていいことかどうか、再度お答えいただきたいと思えます。

議長（黒宮喜四美君） 税務課長。

総務部次長兼税務課長（若山孝司君） 先ほども申し上げましたように、住民税につきましては前年度の所得に対して課税をさせていただくものでございまして、従来からいただいておりますものを年金から特別徴収の方法でいただくということでもありますので、議員の御指摘はわかりますが、私は方法が変わっただけだというふうにお答えをさせていただきます。

議長（黒宮喜四美君） 他に質疑の方はございませんか。

〔発言する者なし〕

議長（黒宮喜四美君） 質疑なしと認め、討論に入ります。

三宮十五郎議員、お願いします。

16番（三宮十五郎君） ただいまも安井議員の質問や私の質問に対して市側からの御答弁の中にもありましたように、本当に国民の暮らしの実態を知らない血も涙もないような人たちが決めた法律だし税制だということで、だから後期高齢者医療制度につきましてはもう大問題になって、今市長も御答弁されたように、政府自身が発足して2ヵ月もたたんうちにもう大幅に見直しをしなければならんという事態になっているんですが、同じ人たちが同じ考え方で、この制度がある意味ではもっと過酷な形で進められようとしておるということについて、私はやっぱり国民としての立場からも、市民としての立場からも、あるいは行政としても、本当に国民の痛みを理解し、健康や文化的な最低生活の保障がきちんと守られた税制にしていく努力をしっかりと続けていただきたいという立場から、あるいは市の皆さんの日ごろの御苦労については私もよく承知をしておりますので、これを皆さんに押しつける国のやり方に厳しく抗議をするという立場で、この条例案には反対をするものでございます。

まず第1の理由は、先ほども申し上げましたように、給与に対しては、はっきりと差し押さえをしない、強制執行をしない、しかもそういう状態が続くか、あるいはそういう状態になれば、地方税法では、例えば市は以前からの滞納になっている税金についても3年たてば自動的に、そうでない場合でも必要なら即、課税がなかったとすることができるというふうに定められていることは税務担当の皆さんならよく御承知のとおりでございますが、その給料よりも、ある意味ではもっと本当に大切な年金に対してそういう足かせをはめるということは、私は絶対にあってはならないことだというふうに思います。そういう立場から断じて賛成できないと。

それから、もともと税金は社会的格差を解消するために、力のある大法人や、あるいは大資産家が応分の負担をする。そして、福祉や医療、国民生活の土台をしっかりと守っていくために使われるものであります。ところが、昨今の国の制度の改正によりまして、ますます社会的格差を税制やいろんな負担の上で拡大するものになっております。例えば国民健康保険税に続きまして介護保険、あるいは今度後期高齢者医療制度ができて、この保険料がございしますが、所得が100万を下回るような人たちに対する負担割合というのは、この制度導入前に比べて3倍から4倍という状態になっておることが市からいただいた資料の中でも出てきております。とりわけお年寄りに対する税制が変えられまして、無年金の方で年収が給与で93万以上ある人には均等割の市民税がかかる仕組みになっておりますが、そうしますと介護保険料が一気に年額5万2,500円、標準の125%かかるというような仕組みがずっしりと低所得

者の皆さんの肩にのしかかって、生活保護基準を下回るような人たちがそういう負担をしなければならぬ状況というのは本当に目を覆うような状態であり、これでは医者にもかかれぬし、介護も受けることができないという人たちが続出するのはもう明らかであります。社会的格差を解消するためには、やはり昨今の一連の税制改正でもそうでございますが、定率減税の廃止だとか高齢者への増税だとか、庶民増税は景気回復を理由に大規模に行われましたが、もう一方で史上最高のもうけを上げております大法人や大資産家に対しては、いまだにその減税がそのまま続けられるどころか、さらに新たな減税が進められるというような状態が税制によって続けられるということは、この国が余りにも異常な状態になっていることをあらわしており、抜本的に改めていただく必要があると思いますし、そのために市長や市の担当者の皆さんも御尽力いただきたいと思っております。

次に、税金の問題は、やっぱり国民との約束をきちんと国や行政が守ることがなければ、本当に国と行政と国民の信頼関係、市民との信頼関係が成り立たないと思っております。例えば福祉のためにということで消費税が導入されて、180兆円の消費税を2007年度までに国民は国に納めました。ところが、この間にどんどん医療費の自然増分について年間2,000億円削っていくということが毎年行われて、政府の間でも、もう限界というような声も出るに至っておりますが、この180兆円は、同じ時期に法人税の減税で160兆円、そして戦争放棄したはずの軍事費、今、年間5兆円を超えるような使い方をしてありますが、この同じ時期に新たに20兆円ふえております。ほとんど法人や大資産家の減税と軍事費に消えてしまって福祉のために使われない。

先日もNHKのテレビで放映されましたが、北海道の30万人を対象にしております日赤の病院の内科が廃止をされて、リウマチで週2日どうしても通院しなきゃいかん人が160キロ離れたところまで通院をしなきゃいかんと。夫は、もうあと五、六年で定年になるが仕事をやめて、とりあえず奥さんの治療に専念するというような、およそ世界第2と言われるような経済大国で考えられないような悲しい事態が起っておりますが、こういう本当に国民に約束したことを守らないやり方をどんどん進めてきた結果が、今日の国民生活の土台そのものが成り立たない、国や地方の運営が成り立たないところがたくさん出てきております。まだ私たちのまちは、いろんな条件の中で非常に恵まれておりますが、全国の市町村の、特に北海道や全国各地の自治体の惨状というのは目を覆うような状態になっておりまして、やっぱり国民との約束をきちんと守り、市長がいつもおっしゃられるように、何よりも市役所は市民のために役立つところにしていくという皆さんの日ごろの努力をさらに進められて、何かお聞きするところによりますと、例えば業務を合理化するために、国税と市民税の課税基準を一緒にすれば、今は別々に国と全国の市町村がコンピューターの入力をやっておりますが、それぞれでやった分を持ち寄ることでそういう事務を半分にする事ができるとい

うような提案を市の税務課から出されて、市長も市長会の方に出して下さっているそうですが、そういう無駄な仕事を省いて合理化を進めて、国民が安心できる税金の使い方をされることを強く願って、国のそういう国民の願いや地方の願いにこたえないやり方に厳しく抗議をして反対討論とさせていただきます。

議長（黒宮喜四美君） 他に討論の方はありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（黒宮喜四美君） これをもって討論を終結します。

これより採決に入ります。

議案第30号は原案どおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（黒宮喜四美君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第30号は原案どおり可決決定をいたしました。

次に、議案第31号は原案どおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（黒宮喜四美君） 起立多数と認めます。

よって、議案第31号は原案どおり可決することに決定をいたしました。

以上をもちまして、本日の議事日程はすべて終了いたしました。

これをもって、平成20年第2回弥富市議会臨時会を閉会します。ありがとうございました。

~~~~~

午前11時06分 閉会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 黒 宮 喜四美

同 議員 中 山 金 一

同 議員 安 井 光 子